被保護者の退所時に、保護を実施した日数を記載すること。

7　宿泊型保護事業用の「その他の保護」の欄には、食事及び宿泊の供与以外の保護を実施した場合に、被保護者の退所時に、保護の種類及びその保護を実施した日数を記載すること。

8　宿泊型保護事業用の「退所後の状況」の欄は、宿泊型保護事業の対象者から通所・訪問型保護事業の対象者に移行した場合に記載すること。この場合、通所・訪問型保護事業用の保護簿の作成は不要である。なお、法定期間が満了している対象者に通所・訪問型保護事業を実施した場合は、その旨備考に記載すること。

9　通所・訪問型保護事業用の「区分」の欄には、実施した保護の該当欄に〇印を記載すること。

10　宿泊型保護事業用及び通所・訪問型保護事業用の「備考」の欄には、委託を受けたが実施できなかった場合等、保護の実施上特記すべき事項その他参考となる事項を記載すること。

11　保護簿には、保護観察所の長からの委託の通知その他関係書類を併せて綴ること。